

# 令和3年度第1回松本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会 次第

日時：令和3年12月23日（木）

午前10時

場所：松本市役所第2委員会室

1 開会

2 健康福祉部長あいさつ

3 委員紹介

4 正副会長の選出

5 議事

(1) 松本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会の概要について

(2) 報告事項

中核市移行に伴う民生委員・児童委員の選任基準の策定について

6 その他

7 閉会

松本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会名簿

名 前	所 属 等	所属専門分科会
内山 博行	町会連合会会長	地域福祉専門分科会
岡野 尚子	私立幼稚園連盟代表	児童福祉専門分科会
片桐 政勝	(福)アルプス福祉会理事	障害者福祉専門分科会
草深 邦子	民生委員・児童委員協議会会長	地域福祉専門分科会
小林 弘明	松本市社会福祉協議会会長	地域福祉専門分科会
澤地 雅弘	長野県弁護士会松本在住会代表	高齢者福祉専門分科会

## 松本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会の概要

### 1 概要

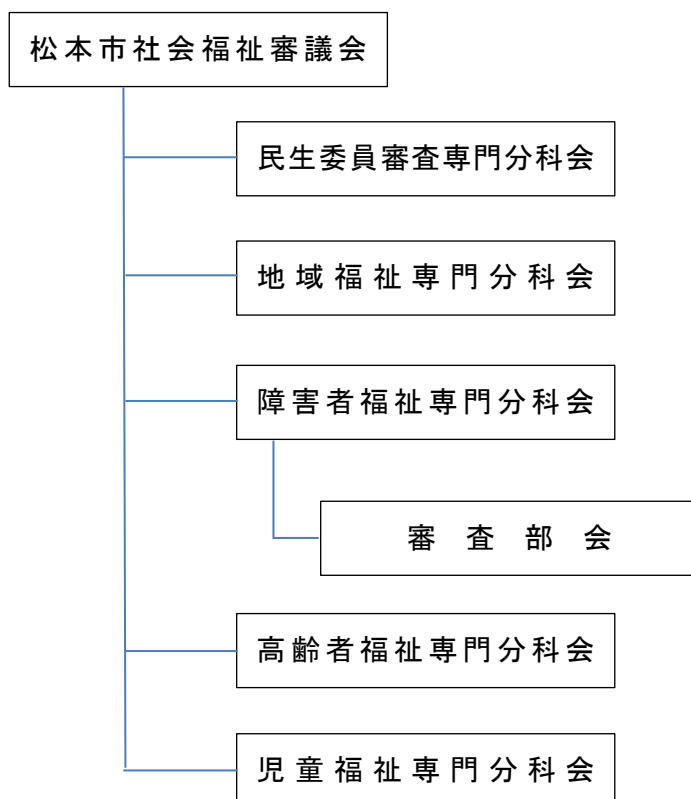
令和3年4月の中核市移行に伴い、社会福祉法第7条第1項の規定に基づき、市長の諮問機関として設置し、社会福祉に関する事項を調査審議するための専門分科会及び審査部会を設置します。

### 2 委員について

- (1) 社会福祉事業従事者及び学識経験者のうちから、市長が任命する。  
(社会福祉法第8条)
- (2) 社会福祉審議会委員は、24名以内とする。(市条例第3条)
- (3) 任期は、委嘱日から3年間とする。(市条例第4条)
- (4) 専門分科会に属すべき委員は、委員長が指名する。(市条例第7条)

### 3 組織

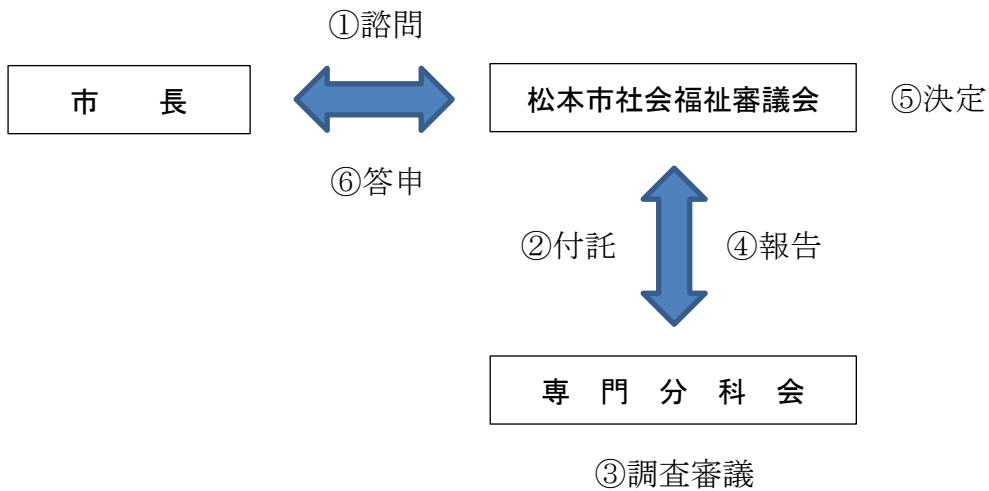
- (1) 民生委員の適否を審査する「民生委員審査専門分科会」、地域福祉に関する事項を審議する「地域福祉専門分科会」、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病患者の福祉に関する事項を審議する「障害者福祉専門分科会」、高齢者の福祉に関する事項を審議する「高齢者福祉専門分科会」、児童の福祉並びに母子及び父子の福祉に関する事項を審議する「児童福祉専門分科会」を置く。(市条例第7条第1項)
- (2) 障害者福祉専門分科会には、身体障害者の障害の程度等を審査する「審査部会」を置く。(市条例第8条)



#### 4 調査審議事項

名 称	主な調査審議事項	担当課
民生委員審査 専門分科会	・ 民生委員の適否の審査	福祉政策課
地 域 福 祉 専 門 分 科 会	・ 地域福祉計画の策定及び評価検証 ・ 福祉ひろばに関する事項 ・ 避難行動要支援者名簿に関する事項 ・ 再犯防止推進に関する事項	福祉政策課
障 害 者 福 祉 専 門 分 科 会	・ 障害者基本計画・障害者福祉計画の策定及び評価 検証	障害福祉課
審 査 部 会	・ 身体障害者の障害程度の審査	障害福祉課
高 齢 者 福 祉 専 門 分 科 会	・ 介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定及び評 価検証 ・ 地域密着型サービス事業所の公募に関する事項	高齢福祉課
児 童 福 祉 専 門 分 科 会	・ 放課後子どもプランの策定及び評価検証 ・ 子ども・子育て支援事業計画の策定及び評価検証 ・ 保育所設置の認可に関する事項	こども育成課

#### 5 諮問から答申までの流れ



○社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○社会福祉法施行令（抜粋）

（第一条 略）

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（第三条以降 略）

○松本市社会福祉審議会条例

令和3年3月19日松本市条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、松本市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 法第9条に規定する臨時委員は、特別な事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- (3) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病の患者の福祉に関する事項
- (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (5) 児童福祉専門分科会 児童の福祉並びに母子及び父子(寡婦に関する事項を含む。)の福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
- 7 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定による障害者福祉専門分科会審査部会のほか、専門分科会に審査部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第9条 審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のために必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
(松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

管理不全空き家等審議会委員			7,000	4,900
健康福祉21市民会議委員			7,000	4,900

を

管理不全空き家等審議会委員			7,000	4,900
社会福祉	委員及び臨時委員		7,000	4,900
審議会	障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員		7,000	

に改め、子ども・子育て会議委員の項を削り、同表備考に次のように加える。



4 社会福祉審議会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）第3条第1項の調査審議を行う場合を除き、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合において「日額」とあるのは、「勤務1回当たりの報酬の額」とする（政令第3条第1項の調査審議を行う場合に限る。）。

（松本市健康福祉21市民会議条例等の廃止）

3 松本市健康福祉21市民会議条例（平成13年条例第54号）及び松本市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第36号）は、廃止する。